

休業要請支援金（府・市町村共同支援金） に関するお知らせ

I 休業要請支援金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、**大阪府から施設の使用制限による休業の協力要請等を受け**、特に深刻な影響を被っている**中小企業・個人事業主**を対象に、**家賃等の固定費を支援**し、将来に向けて、**事業継続を下支え**する「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」（以下、「支援金」という。）を支給します。

※ 本支援金は、大阪府規則第75号「大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた事業者に対する支援金の支給に関する規則」に基づき支給します。

※ 中小企業・個人事業主とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条に規定する会社及び個人です。ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）は除きます。

II 支給額

中小企業	100万円	（府と市町村で1/2ずつ負担）
個人事業主	50万円	（府と市町村で1/2ずつ負担）

※ 支援金の支給は1事業者につき1度となります。

III 対象要件

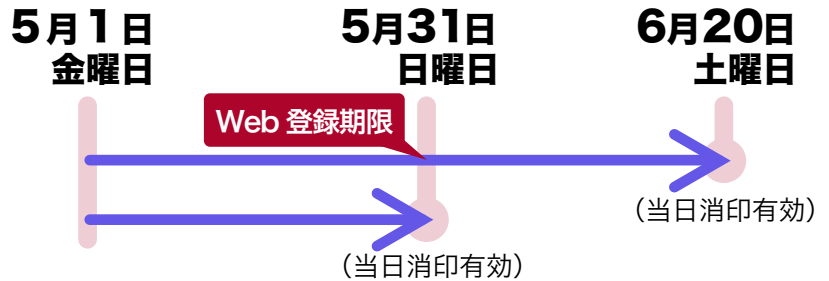
令和2年3月31日以前に開業し、営業実態のある中小企業・個人事業主で、下記の（1）から（3）までの3つの要件を全て満たすことが必要です。

- （1）大阪府内に主たる事業所**を有していること。
中小企業：申請日に登記上の本店が大阪府内にあること。
個人事業主：事業所が大阪府内にあること。
- （2）大阪府の「施設の使用制限の要請等」を受け、令和2年4月21日から5月6日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業する、当該施設の運営事業者であること。**（食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前5時から午後8時までの間へと短縮する【酒類の提供は夜7時までとする】等の協力を行った場合のみ。）
- （3）令和2年4月の売上が前年同月対比で50%以上減少**していること。

IV 申請手続き

1. 申請期間と書類の提出期限

- ① Web 登録の場合
- ② Web登録できずに**申請する場合**
(※ 申請を申請書類の郵送のみで行う場合)



2. 申請方法

申請者情報等の受付登録 (Web 受付)

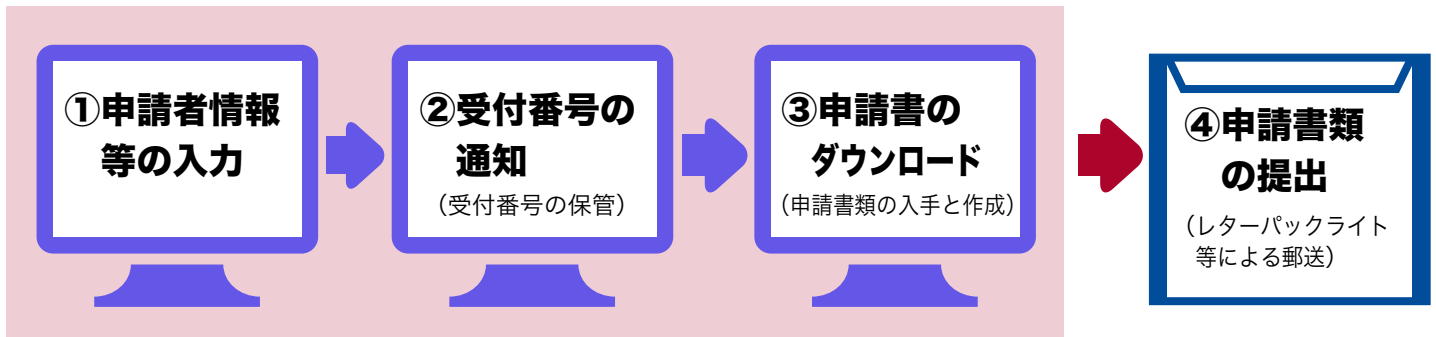
本支援金の申請にあたっては、下記の「休業要請支援金 (府・市町村共同支援金) ホームページ」の Web 受付ページから、申請者情報等を入力して受付登録を行ってください。

【休業要請支援金 (府・市町村共同支援金) ホームページ】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshienkin/index.html>



Web 受付の手順



※ 申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合は支援金を支給いたします。
なお、本支援金の支給は、5月中旬から順次支給を開始しております。

V 問い合わせ

本支援金の申請等に関するお問合せ先として、次のコールセンターを開設しています。

休業要請支援金相談コールセンター

(開設時間) 午前10時から午後5時 (日曜日を除く毎日)
(電話番号) 06-6210-9525
(ファクシミリ) 06-6210-9504

※ コールセンターへの電話が繋がりにくい場合がございます。お電話される前に、休業要請支援金 (府・市町村支援金) ホームページの「よくあるお問合せ」をご確認ください。